

## 第5部 成年後見制度の利用促進

### 【長門市成年後見制度利用促進計画】

#### 第1章 計画の背景と趣旨

近年高齢化が急速に進み、認知症高齢者や高齢者のみの世帯が増加している現状があります。国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28（2016）年に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「利用促進法」という。）を施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念の尊重を図るとしています。また、利用促進法において、県や市町村に対して、制度の活用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

本市においても、高齢化率が43.5%（令和3年4月1日現在）で、また高齢者のみの世帯は全世帯の2割を超えており、認知症高齢者も微増しています。知的障害者や精神障害者の高齢化及びその家族の高齢化による「親なき後の問題」が課題となっており、成年後見制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。このことから、誰もが地域の中で、自分の意思が尊重され自分らしく暮らしていくために、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度の活用を推進していくことが必要です。

なお、この計画は、利用促進法第14条第1項の規定に基づき、長門市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。また、本計画は、地域福祉計画と一体的に策定していることから、計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

##### ■目指す姿

**権利擁護支援の地域ネットワーク構築により、  
本人の意思が尊重され、安心した暮らしが実現できるまち**

#### 第2章 計画の策定体制

令和2年4月より長門市成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度利用促進に関する事業の推進を図っています。計画の策定にあたっては、この長門市成年後見制度利用促進協議会において意見を募り、長門市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定協議会とも連携しながら計画を策定しました。

## 第3章 長門市の成年後見制度に関する現状

### (1) 高齢者や障害者の現状

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれています。令和3年4月1日現在、1,731人であり、年々増加傾向にあります。

また、知的障害者及び精神障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、65歳以上の手帳所持者の割合も増加傾向にあります。（本計画 13 頁、14 頁参照）

### (2) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用状況

日常生活自立支援事業は、成年後見制度と類似した制度で、判断能力が不十分な認知症高齢者や知的、精神障害者が住み慣れた地域や家で自立した生活が送れるように、利用者の契約に基づき、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理を行う制度です。

本市では、山口県社会福祉協議会が行う本事業について、長門市社会福祉協議会が実施しており、令和3年3月末時点で40人がこの制度を利用しています。今後、利用者の置かれている状況により、成年後見制度の利用対象者となる可能性があります。（本計画 39 頁参照）

### (3) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度は、本人の判断能力が低下した場合に、財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みをいい、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は、判断能力のある人が、将来、認知症などによって判断能力が十分でなくなった時に備えてあらかじめ後見人（任意後見人）になってくれる人を決めておき、その人との間で「契約」に基づいて行われる制度をいいます。

法定後見制度は、既に判断能力が十分でない人のための制度で、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、保護等が開始されます。判断能力に応じて「成年後見」「保佐」「補助」の3種類があり、成年後見人等の権限も異なります。

#### ■類型別成年後見制度の利用状況（令和3年6月27日現在）

成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
61件	10件	2件	1件	74件

#### ■年代別成年後見制度の利用状況（令和3年6月27日現在）

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	合計
0件	2件	6件	6件	16件	18件	18件	8件	0件	74件

### (4) 成年後見制度利用支援事業の現状

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用促進を図るとともに、市内に居住する判断能力がない、又は不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために定められており、市長による審判の申立て、審判の申立てに要する費用に対する支援、成年後見人等の業務に対する報酬の支援があります。

成年後見制度を利用するには、本人、配偶者、4親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行います。しかし、判断能力の低下等により自ら申立てができない、該当する身寄りがいない、また、親族から虐待を受けている等の事情により、親族申立てが困難な場合には、市長が申立てを行うことができます。

■市長申立の状況

年度	高齢者	障害者
平成 28 年度	後見 2 件	—
平成 29 年度	後見 2 件 保佐 2 件	後見 1 件
平成 30 年度	後見 3 件 保佐 1 件	—
平成 31 年度	後見 4 件	後見 1 件 保佐 1 件
令和 2 年度	後見 5 件 保佐 1 件	—

■報酬助成の状況

年度	高齢者	障害者
平成 28 年度	2 件	—
平成 29 年度	3 件	—
平成 30 年度	3 件	—
平成 31 年度	5 件	1 件
令和 2 年度	1 件	—

(5) 成年後見人等の受任状況

法定後見制度では、家庭裁判所が後見人等を決定します。全国では、成年後見制度が開始された平成 12 年当時、全体 3,512 件、90.9%以上を親族後見人が選任を受けていましたが、令和 2 年では、全体 7,242 件、19.7%となり、第三者後見人の割合が 80.3%となっています。

本市の受任状況は、74 件中(令和 3 年 6 月 27 日現在)、親族後見人が 27 件(36.5%)、第三者後見人が 47 件(63.5%)となっています。

■成年後見人等の受任状況

※親族後見人 27 件のうち 2 件は複数選任でいずれも弁護士となっています。

受任者	親族後見人	第三者後見人				計
		弁護士	司法書士	社会福祉士	法人後見	
件数	27 件※	18 件	8 件	10 件	11 件	74 件

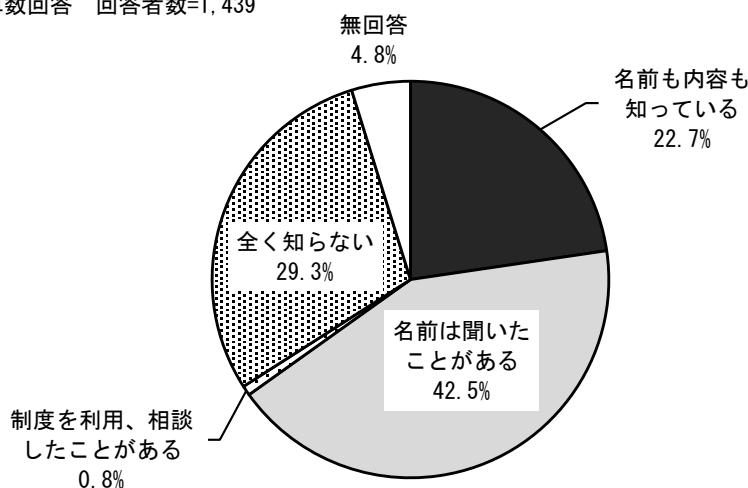
## (6) 市民アンケートの結果

令和3年1月に実施した地域福祉計画策定に係るアンケート結果より、成年後見制度の内容について知っている人の割合が低くなっており、成年後見制度を利用するつもりがない理由として「制度をよく知らないから」の割合が最も高くなっています。

本市では、医療・介護・障害分野等の福祉に関わる専門職を対象とした成年後見制度に関する研修会の実施や、地域団体及びサロン等における出前講座の実施を通じて制度の周知を図っています。今後は高齢化の進行により対象者数が増加することが見込まれるため、必要とする人が適切に制度を利用できるよう、身近な相談窓口の周知や利用促進に向けてより積極的に周知・啓発を行っていくことが必要です。

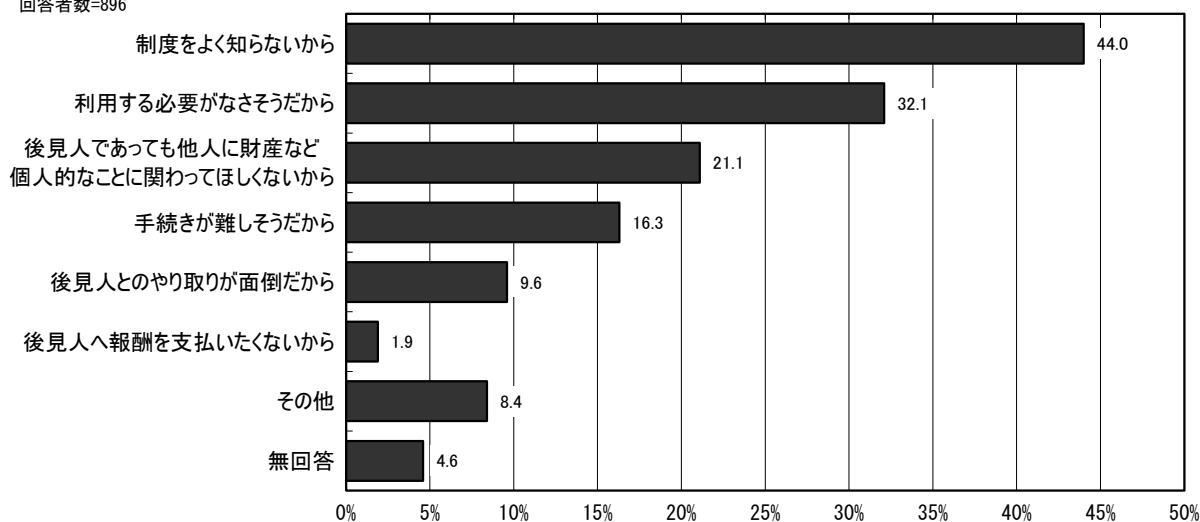
### ■あなたは「成年後見制度」についてどのくらい知っていますか。

単数回答 回答者数=1,439



### ■【成年後見制度を利用するつもりがない、わからない人】 選んだ理由は何ですか。

複数回答 回答者数=896



## 第4章 今後の方向性

### 基本目標1 成年後見制度の周知・啓発

#### 課題

高齢化の進行に伴い、成年後見制度など権利擁護施策を必要とする人は増えており、今後も増加が見込まれます。また、成年後見制度の利用を必要としている人は、自ら相談に行くことが難しく、支援を求めることも困難な場合があります。本人の意思が尊重され、安心して暮らしの実現を図り、市民や、支援者、関係機関等への権利擁護支援の普及啓発を行っていく必要があります。

#### 今後の取組

- ① パンフレットの配布やCATVの活用等、普及啓発に取り組めます。
- ② 市民や福祉に関わる専門職等に講座を開催し、制度の理解と活用に向けた研修を開催します。

#### ■成果指標

成果指標	令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	実施団体
成年後見制度の周知度	22.7%	30.0%	行政・市社協・ 専門職団体
支援者向け研修会参加人数	150人	160人	

### 基本目標2 個人のニーズに合った支援のための相談支援体制の確保

#### 課題

権利擁護施策を必要とする人に対して、活用できる制度は成年後見制度だけでなく、本人が置かれている状況に応じた支援は様々あります。その対応には、より専門的な知識を必要とする相談も多くあることから、支援者の資質の向上や、専門職への相談体制の充実を図る必要があります。

#### 今後の取組

- ① 包括的支援体制ケース会議や、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の連絡会議において課題の背景にある支援ニーズを見極めるとともに、専門的知見が必要な場合は専門職による支援を受けられるよう関係機関との連携体制の構築を進めます。
- ② 相談に来ることが困難な人に対して、支援者が制度の活用に向けた対応ができるよう資質の向上を図ることを通じて、身近な地域で相談が受けられる体制の整備に努めます。

#### ■成果指標

成果目標	令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	実施団体
権利擁護の相談件数	20件	30件	行政 (中核機関)

## 基本目標3 地域連携ネットワークの整備とチームの形成及び機能強化

### 課題

地域連携ネットワークとは、「中核機関」「協議会」「チーム」とで構成しています。本市では、「中核機関」を、高齢福祉課地域包括ケア推進室内に置き、「協議会」である成年後見制度利用促進協議会において、受任調整（マッチング支援）を行っています。今後、高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援を「チーム」で行えるよう後見人支援を行っていく必要があります。

地域連携ネットワークの体制を継続的に運営していくためには、「中核機関」の機能強化と、「協議会」を中心とした専門職団体や関係機関と協働体制の確保を推進していく必要があります。

### 今後の取組

- ① 成年後見申立の際には、適切な後見人の選任につながるよう、協議会の運営に努めます。
- ② 権利擁護支援の機能強化を図るために、後見人の担い手確保や育成について調査研究を行います。
- ③ 協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」が機能するよう専門職団体等へ相談できる体制を整備します。

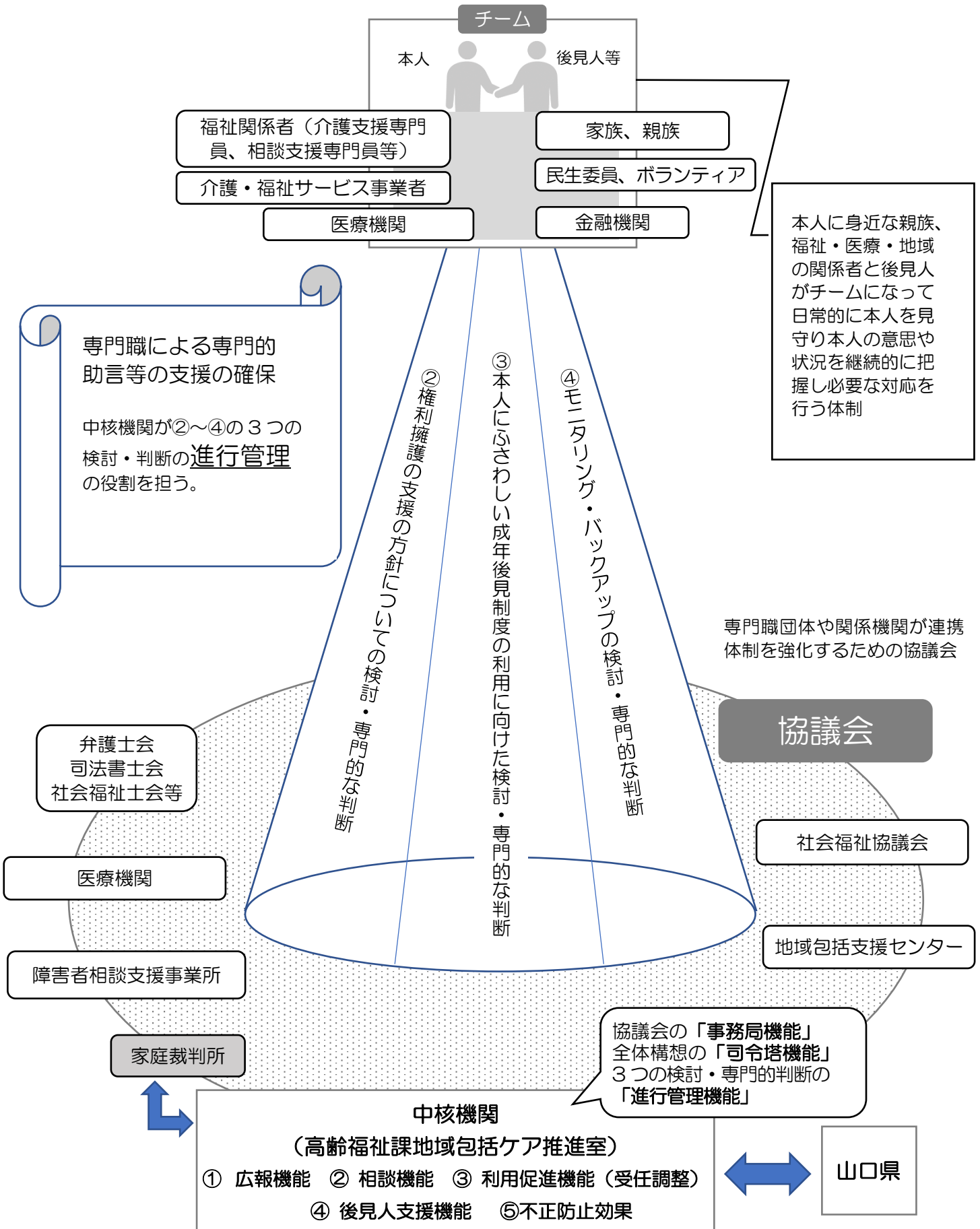
### ■成果指標

成果指標	令和2年 (現状値)	令和8年 (目標値)	実施団体
成年後見制度利用促進協議会の開催回数	4回	5回	行政・専門職団体・市 社協・関係団体・家裁
「チーム」への支援回数	8回	10回	



■地域連携ネットワークのイメージ

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み



## 第5章 計画の進行管理

長門市成年後見制度利用促進協議会において、地域福祉計画推進協議会とも連携しながらPDCAサイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。

